

<2024年8月31日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>店頭通貨バイナリーオプション取引説明書(外貨ネクストバイナリー)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I. 店頭通貨バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について... 1 II. 店頭通貨バイナリーオプション取引のリスクについての説明..... 9 III. 店頭通貨バイナリーオプション取引説明ガイド..... 11 IV. 店頭金融先物取引行為に関する禁止行為..... 27 V. 店頭通貨バイナリーオプション取引の主な用語について..... 31 VI. 当社の概要について..... <u>35</u></p> <p>I. 店頭通貨バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について 1.~8 (略) 9. 当社は、店頭通貨バイナリーオプション取引のリスクをヘッジする目的で以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。 ■シテイバンク エス・エイ (CITIBANK, N.A.) 銀行業 (米国通貨監督庁ならびに<u>英国金融行為規制機構</u>および<u>英国健全性監督機構</u>による監督) (略) ■モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー (Morgan Stanley & Co. International plc) 金融商品取引業 (<u>英国金融行為規制機構</u>および<u>英国健全性監督機構</u>による監督) (略) ■ナットウエスト・マーケット・ピーエルシー (NatWest Markets plc)、銀行業 (<u>英国金融行為規制機構</u>および<u>英国健全性監督機構</u>による監督) ■ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー (Nomura International plc)、証券業 (<u>英国金融行為規制機構</u>および<u>英国健全性監督機構</u>による監督) ■ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International) 証券業 (<u>英国金融行為規制機構</u>および<u>英国健全性監督機構</u>による監督) ■ドイツ銀行 (Deutsche Bank AG) 銀行業 (<u>ドイツ連邦金融監督庁</u>による監督) ■バークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業 (<u>英国金融行為規制機構</u>および<u>英国健全性監督機構</u>による監督) (略) ■コメルツ銀行 (Commerzbank AG) 銀行業 (<u>ドイツ連邦金融監督庁</u>による監督) (略) ■スタンダードチャータード銀行 (Standard Chartered Bank) 銀行業 (<u>英国金融行為規制機構</u>および<u>英国健全性監督機構</u>による監督) (略) ■ジェーン ストリート フィナンシャル リミテッド (Jane Street Financial Limited)</p>	<p>店頭通貨バイナリーオプション取引説明書(外貨ネクストバイナリー)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I. 店頭通貨バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について... 1 II. 店頭通貨バイナリーオプション取引のリスクについての説明..... 9 III. 店頭通貨バイナリーオプション取引説明ガイド..... 11 IV. 店頭金融先物取引行為に関する禁止行為..... 27 V. 店頭通貨バイナリーオプション取引の主な用語について..... 31 VI. 当社の概要について..... <u>34</u></p> <p>I. 店頭通貨バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について 1.~8 (略) 9. 当社は、店頭通貨バイナリーオプション取引のリスクをヘッジする目的で以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。 ■シテイバンク エス・エイ (CITIBANK, N.A.) 銀行業 (米国通貨監督庁ならびに<u>英金融行為機構</u>および<u>英健全性規制機構</u>による監督) (略) ■モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー (Morgan Stanley & Co. International plc) 金融商品取引業 (<u>英金融行為機構</u>および<u>英健全性規制機構</u>による監督) (略) ■ナットウエスト・マーケット・ピーエルシー (NatWest Markets plc)、銀行業 (<u>英金融行為機構</u>および<u>英健全性規制機構</u>による監督) ■ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー (Nomura International plc)、証券業 (<u>英金融行為機構</u>および<u>英健全性規制機構</u>による監督) ■ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International) 証券業 (<u>英金融行為機構</u>および<u>英健全性規制機構</u>による監督) ■ドイツ銀行 (Deutsche Bank AG) 銀行業 (<u>ドイツ連邦金融監督局</u>による監督) ■バークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業 (<u>英金融行為機構</u>および<u>英健全性規制機構</u>による監督) (略) ■コメルツ銀行 (Commerzbank AG) 銀行業 (<u>ドイツ連邦金融監督局</u>による監督) (略) ■スタンダードチャータード銀行 (Standard Chartered Bank) 銀行業 (<u>英金融行為機構</u>および<u>英健全性規制機構</u>による監督) (略) ■(新設)</p>

リクイディティプロバイダー (英国金融行為監視機構による監督)

以下省略

以上

以下省略

以上